

# 魚沼民商だより

2021年  
5月 24日

第2251号

946-0032  
発行 魚沼民主工商会  
新潟県魚沼市板木  
電話 025 (792) 3064  
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

## 国の「一時支援金」申請終了間近です！

「一時支援金」（個人・上限30万円、法人・上限60万円）の申請期限は、5月31日迄となっております。



しかし経済産業省は、「申請に必要な書類の準備に時間要するなど、申請期限に間に合わない合理的な理由がある方については、2週間程度延長する」と発表致しました。その申請手続きは5月31日迄に①申請IDの発行と、②電子申請のマイページ上にて延長の申込みの両方を済ませておかなければなりません。6月から「月次支援金」申請がいよいよスタートします。

## 「新潟県事業継続支援金」申請終了間近です！

コロナ禍の影響を受けて、売上の減少が続いている飲食事業者に対して支給する、「新潟県事業継続支援金」（20万円）申請期限が5月31日迄となっています。ほぼほぼすべての飲食店が同申請に該当するかと思います。忘れないように申請しましょう。

## インボイス制度で免税事業者は廃業の危機に！

「インボイス制度」とは、インボイス（適格請求書等）と呼ばれる伝票（請求書・領収書等）を基にして消費税申告の納税額を計算するしくみのことです。インボイス制度の開始時期は、2023年10月からスタートする

ことから、今年10月から登録申請の受付が始まろうとしています。年間売上高1000万円以下の免税事業者は、税務署からのインボイスに記載する登録番号をもらえないので、インボイスを発行することができません。



そのため、その①「取引先や元請け、業務委託元から取引を断られるか」、その②「値引きや単価引き下げを求められるのか」、その③「課税業者になるよう要求され、消費税申告をするのか」と、いずれかの選択を迫られます。

この制度の狙いは、免税事業者の飲食店、一人親方、フリーランスの方々を課税事業者にさせようとしており、小規模事業者つぶしのものです。私たち自営業者はこんなことを許すわけには行きません。消費税インボイス制度の実施は即中止です。

## 免税事業者が課税事業者になつ場合の消費税負担額は？

年間売上	消費税額負担額
330万円	↓ 12万円
440万円	↓ 16万円
550万円	↓ 20万円
660万円	↓ 24万円
770万円	↓ 28万円

※消費税負担額は簡易課税制度で計算です。  
負担率（一人親方で40%）

## 事務所の来所の際には、事前にご連絡ください

いま、連日のように午前・午後問わず、事務所に様々な相談事が殺到しています。こうしたことからなかなか応対等でご迷惑をおかけすることに大変申しわけ御座いません。

ご相談等で来所する際は、必ず事前にご連絡くださいますよう宜しくお願い致します。

## 5月は民商の年度末です

会費は年内集金完納を  
宣しくお願い致します

私たち民商は、「消費税インボイス制度」（リーフ）を活用し、会員訪問、学習会の計画が各々の支部で計画されています。前号の掲載も含めて紹介致します。

5月21日、六日町支部は会員訪問を計画しています。6月13日、小千谷・川口支部は学習会を計画しています。6月15日、大和支部は昼間と夜間の2回、学習会を計画しています。